

【シンガポール】意匠法改正案について

2016年5月11日

ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール法務省及び知的財産庁は、2016年3月16日、意匠権制度の見直しを完了したことを明らかにした。本見直しは、技術の発展と今日のビジネス実務を踏まえて、既存の意匠の革新と成長のための十分な裁量を認める一方で、意匠創作者が自らの作品を保護することを容易にすることによって、意匠産業の成長を支援するものとされている。予定されている改正案の主な内容は以下のとおりである。

(i) 登録可能な意匠の範囲の拡大

本改正により、登録可能な意匠の範囲が以下のものにも拡大される。

- ・物の表面に投影することが可能で、物理的キーボードと同様の機能を持つバーチャルプロジェクションキーボードのようなバーチャル又は投影された意匠
- ・職人が創作した物の意匠又は手作りの物の意匠
- ・意匠的特徴としての色

(ii) 意匠権の意匠創作者へ原始的帰属

- ・現在、意匠の創作について委託がなされた場合、意匠権は委託者に原始的に帰属するとされているが、本改正により、契約において別段の定めのない限り、意匠権は委託者ではなく意匠創作者に原始的に帰属するものとされる。

(iii) 意匠出願の期間延長

- ・現在、最初に意匠が公開された日から6か月以内に意匠出願しなければならないとされているために、意匠の公開によって意匠登録の機会を喪失している場合があることを踏まえ、本期間が12か月に延長される。

情報公開日

2016年3月16日

URL等

<https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/minlaw/corp/News/Annex%20A%20-%20Final%20Report%20for%20Designs%20Review.pdf>

本内容は、日本貿易振興機構が2016年5月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。